

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

東日本大震災から1年——生徒が安全に学べる学校づくり

大災害への対処と学校における現業職員の役割について

矢代 恵弘 (多賀高校技術員)

東日本大震災は、わたしたちに対して、学校における安全確保の重要性について再考をせまるものでした。多賀高校技術員の矢代恵弘さんが、北茨城養護学校での経験も踏まえて、学校における安全確保について論じた文章を掲載します。これは、日高教(日本高等学校教職員組合)の季刊誌『高校のひろば』2012年春号(No.87)に「リレー連載・専門部からの発信 生徒が安全に学べる学校づくり」として掲載されたもので、日高教と著者の許可を得たうえで転載します。(本紙編集部)

東日本大震災

3月11日の東日本大震災では、茨城県の障害児学校・高等学校は施設・設備に甚大な被害を受けました。体育館の天井板の落下、格技場の地盤沈下、グラウンドの地盤沈下と液状化により使用不能、プールのモーター室の壁や、ブロック塀も壊れました。

3月11日、多賀高校では

私の勤務する多賀高校では、帰宅できない生徒を比較的安全な格技場に待機させました。寒い格技場で風邪を引かぬよう暖房を準備しました。また、食糧の準備は生徒指導部を中心に全教職員で行いました。

野球部の保護者が差し入れしてくれたカップラーメン二箱と、学校の近くに自宅がある教職員が食材を持ち寄り、夕食はおにぎりとおにぎり。そして、朝食は昨夜の残ったおにぎりとおにぎり。そして、朝食は昨夜の残ったおにぎりとおにぎり。そして、朝食は昨夜の残ったおにぎりとおにぎり。

ました。

教職員は交替で仮眠をとりました。私はグラウンドでたき火の番をしていたので(自衛隊に勤務していた時を思い出しながら)仮眠せずにがんばりました。

学校に待機した生徒は約100名、教職員は30名。最後の生徒は翌日12日の午後に帰宅しました。

残った生徒全員が帰宅できるまでの健康管理や食糧の配布を24時間態勢で対応しました。この経験から、児童・生徒の安全を確保するためには、学校に勤務する全教職員が協力しなければならないことを再確認しました。

養護学校現業職員の仕事

北茨城養護学校は、学校が海岸から数10メートルしか離れていないため、塩害によるステンレス製のフェンス等のワックスがけや、建物の外側の窓(教室以外)の洗浄を月1回は必ず行います。

植木の剪定では、機械音が鳴

り出すと近くに寄ってくる生徒やパニックになる児童がいるため、児童・生徒の動きを見ながら作業を行います。ですから、草刈りは児童・生徒が帰宅する時間に準備をして作業を始めます。また、中低木の剪定では、児童・生徒が安全に遊べる高さまで枝を切り取ります。生徒のランニングコースの整備なども行います。障害児学校では児童・生徒の安全を第一に考えて作業をすすめていきます。

障害児学校高等部の教員からは、生徒への作業指導の依頼もあります。穴を掘るためのスコップの使い方や、植木の剪定に使うノコギリの使い方など、生徒が就職する際に役立つ言葉づかいなどさまざまです。

高等学校現業職員の仕事

多賀高等学校では、敷地面積が広いので、草刈り作業は3月上旬から始まり、11月中旬に終わります。

中庭の草刈りや植木の剪定で

2012 憲法フェスティバル

2012年5月3日(木) 水戸市・千波湖「はなみずき広場」

- 10:30~12:00 自然エネルギー・原発を考える 沖縄の基地展
「TPPでどうなる？」音楽の広場 消費税を考える
- 12:15 高校生ジャズバンド演奏 / ヒューマンファーマーズ
- 13:00 記念講演; 清水修二氏(福島大学副学長)
- その他 憲法川柳、「沖縄物産展」「子ども広場」、フリーマーケット

2012年憲法フェスティバル実行委員会 (代表 田村武夫 ☎029-231-4555)

今年度の茨高教組執行委員会と監査委員

□執行委員会

- 委員長 岡野 一男 (下妻第二高校)
副委員長 石塚 健一 (土浦工業高校)
佐々木正久 (石岡第二高校)
菅井 洋実 (大子清流高校)
書記長 塚田 良夫 (専従)
執行委員 久保田 章 (協和特別支援学校)
栗又 衛 (石岡第一高校)
斉藤 一利 (水戸第三高校)
富田 秀子 (友部東特別支援学校)

□監査委員

- 蓮田 斉 (下館第二高校)
比嘉 大樹 (結城第二高校)
村田 有 (取手第一高校)
吉井 一人 (書記局)
海野 輝雄 (水戸飯富特別支援学校)
奥倉聖智子 (佐竹高校)
柏 秀子 (水戸桜ノ牧高校)
横須賀 博 (那珂高校)

は、普段は授業終了後に、テスト期間中はテスト終了後に作業を行います。正門外側周辺の作業は地域住民の安全を考えながら作業をすすめます。

除草剤の散布はしたくないのですが、隣接する地域住民との関係や、グラウンドの防球ネット等の切断を防ぐために、体育教師と部監督と協議の結果行っています。

また、グラウンドは教室同様に児童・生徒が学ぶ場です。障害時学校・高等学校に勤務する

教職員が安心・安全に授業できるように、児童・生徒が安心・安全に授業を受けられるように、私たちはグラウンド整備もしっかりと行わなければならないと思います。

高等学校では現業職員に対して多様な業務の依頼があります。生徒用トイレのドア、ロッカーのドア、散水機のホース、ストーブのメインスイッチの取り替え、配線、部室の塗装、テニス用移動ネットの車輪交換、ごみの分別、ペットボトル・缶の分別など、

修繕や依頼内容もさまざまです。

児童生徒が快適にそして安全に

生徒・教職員が健康で快適に過ごせるようにするのも大事な仕事です。校舎内の温度管理も重要な仕事になります。

冬季の期間は、障害児学校においては、全館にボイラーのお湯を循環させて暖房します。気温が低い日は石油ストーブやエアコン等で暖を取れるようにします。

【2面左下につづく】

国内法に違反するICRPの被曝基準適用が引き起こす混乱

ご都合主義 ICRPの「3段階論」

わが国の一連の放射線規制法体系は、国民ひとりあたりの放射線被曝許容量を1年間あたり1mSvと定めている（自然放射線と医療放射線被曝を除く）。法定被曝許容量を超える放射線被曝が起きた場合、その原因をつかった者（法人と自然人）は、刑事上・民事上の責任を負う。今回の福島第一原子力発電所事故についていえば、法人としての東京電力株式会社やその執行役員である（あった）諸個人、そして規制行政機関とその幹部職員である（あった）諸個人、具体的には、経済産業省とその幹部等、さらに監督行政機関（原子力安全委員会とその委員）等が、刑事・民事上の責任（行政機関等の場合は、国家賠償法による賠償責任）を負うことになる。

大規模な放射能汚染が現実のものとなったいま、刑事・民事責任を回避するための論理が、繰り出されている。そのひとつが「1mSv」は原発敷地境界線^{ミリシールド}だけの話で国土全域については規定がないという「敷地境界論」である（本紙1043号、1046号）。もうひとつが、「1mSv」は通常運転の際の基準に過ぎず、原発事故の際には、この基準は適用されないという「1mSv＝通常運転限定論」である。自動車の整備不良、大幅な速度超過、飲酒運転、信号無視などの違法行為を重ねたうえで重

【1面現業職員記事つき】

高等学校における暖房は、煙突式の石油ストーブですので、石油の受け入れ・搬出に立ち会います。残油量の管理も大切です。現業職員が早朝作業業務として石油を入れなければならない部屋もあります。夏季は、障害児学校においては現業職員の

大事故を起こした者が、次のように言うのとまったく同じである。

「道路交通法による規制は、通常運転の場合を想定している。交通事故を起こした際には法規制は無効であるから、運転者は免責され、いかなる刑事・民事・行政上の責任も問われない。」

こんな見聞にひとしい詭弁は到底成り立たずはないが、日本国政府はNPO団体にすぎないICRP（国際放射線防護委員会）の論法を持ち出して放射能汚染責任の免罪を主張している。それによると、放射線被曝の法定許容限度は原発の状況をつぎの3段階に分けた上で設定されるべきだというのである。すなわち、計画被曝状況（planned exposure situations）においては1mSv以下、緊急被曝状況（emergency exposure situations）においては20～100mSv、現存被曝状況（existing exposure situations）においては1～20mSvとしたうえで（右図。横軸は左から右へ時間の経過）、緊急被曝状況と現存被曝状況の際には、それぞれの範囲内で「基準値」（reference level）を定め、放射線量低減対策を実施すべきというのである。（reference levelの通例の訳語は「参考レベル」だが不適切）

原発事故直後の莫大な放射能放出の事実を隠蔽したうえ何の措置もとらずに放置し、あとになって緊急被曝状況だったので法定基準の百倍

早番勤務者が気温を確認して、必要な部屋を冷房のスイッチを入れて置きます。

障害児学校・高等学校では調理実習があります。ひとたび地震があれば、ガラスが割れ、児童・生徒がケガをする可能性があります。ガラスに防災用フィルムが貼ってあれば、仮に割れても

までの被曝は許容されるのだと強弁し、以降も広範囲に及ぶ汚染地帯での居住や、汚染された飲食物の摂取による数十倍の被曝を、現存被曝状況として許容する論理である。

はじめに結論ありき 理由は後づけ

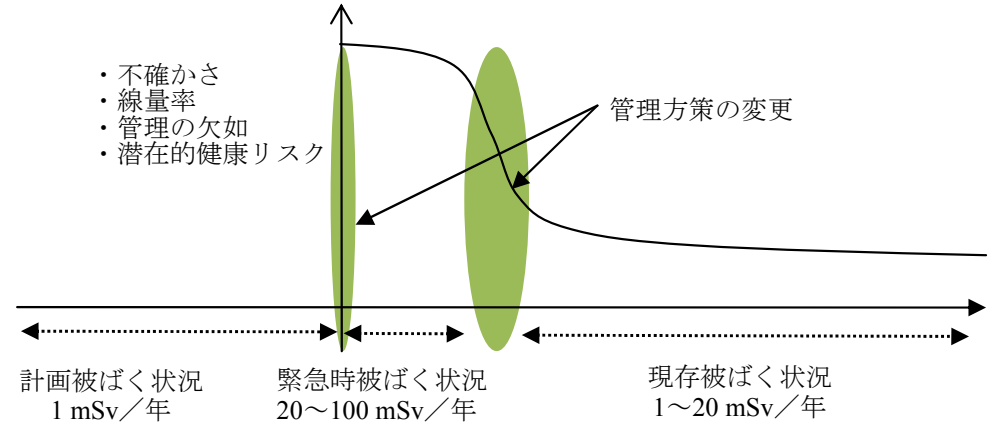
事故発生から1か月後、2011年度新学期開始にあたって福島県から判断を求められた文部科学省は園児・児童・生徒について年間20mSvの放射線被曝を「基準値」に定めると宣言した（4月19日付け通達）。

普通の計算方法では、20mSvを8760時間（＝24時間×365日）で割ると1時間あたり2.2 μ Svとなり、県内の約1600校（園）のうち数百校（園）が該当してしまう。そこで根拠のない係数を掛けて作り出した学校以外での推定被曝量と案分し、校庭で「1時間あたり3.8 μ Sv」という半端だが驚くべき数値を導きだし、どうかこうにか該当校（園）が少数（13校）に収まるようにした。こうして文部科学省は無理矢理に20mSv/年をひねり出したのだが、それというのもこの数値が、かろうじて現存被曝状況の被曝量1～20mSvの範囲に収まるからである。

しかしながら、原子力安全委員会（委員長班目春樹）に助言を求めたところ、「現時点においては非常事態は収束していない」のだから現存被曝状況の被曝量1～20mSvを持ち出すのは不適当だとクレームが

破片の飛び散りを防ぐことができます。震災後、まずは多賀高校の家庭科調理室にあるすべての食器入れに防災用フィルムを貼りました。

私は震災後、児童・生徒の安全確保を考えて、校舎内と敷地内の整備をしなければいけないと考えました。■



ついた。できるだけ数値を^{かま}上げたい文科省が、現存被曝状況（1～20mSv）にこだわる一方で、基準値の20mSvは一時的なものにすべきで早期に切り下げよう求める原子力安全委員会が、「収束」していない以上は緊急被曝状況（20～100mSv）とみなす他ないのだと主張するなんとも解りにくい展開である。「助言」をもらう立場の文科省が強気になる一方で、「助言」する立場の原子力安全委員会が腰砕けになり、結局文科省の言う通り「収束期」と看做され現存被曝状況における上限の20mSv/年で落ち着いた（第1042号）。緊急被曝状況の20～100mSvと現存被曝状況の1～20mSvは20mSvで接しているわけだから、どちらに転んでも結論は同じで、根拠はどうでもよいのだろう。「はじめに数値（20mSv）ありき」で、後から、前提を何にしようかと空疎な議論をしていたのだ。

放射線審議会の議論紛糾

文部科学省内に設置された放射線審議会は、昨年夏以降「1mSv」にかわる新たな基準値をさだめるべく活動を再開した。まず、現状は計画被曝状況ではないことを確認し、現行の放射線規制法の「1mSv」の無効を宣言して東電や国の刑事・民事上の責任を帳消しにした。その無茶苦茶な理屈はこうである。（事務局員の放射線規制室長中矢の発言。8月22日、第39回基本部会議事録）

原子炉等規制法は計画被ばくを対象としており、適切に制御された場合に線量限度が守れるわけである。今、環境に出ているものは、適用できない状況になっている。ICRPの考え方からしても、法律の対象では今はない…

だが問題はここからだ。計画被曝状況でないとして、それでは現状は緊急被曝状況なのかそれとも現存被曝状況なのか？ 審議会事務局の文科省科学技術・学術政策局としては、4月の「3.8 μ Sv」の時と同様に現状は現存被曝状況だと宣言したかったようだ。事務局の作成した答申文書「基本部会の考え方」の案文にはこうある。

居住地域への放射性物質の拡散をとまなう原子力事故後及び放射線緊急事態後の状況においては、現に存在する放射性物質からの被ばく線量の低減を計画的に達成するために、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告する現存被ばく状況の放射線防護の考え方を適用するべきである。

ところが緊急被曝状況において取られる手段である「避難」が現在も継続していることからして、現状を単純に「現存被曝状況」と断定することはできない。ここで、部会長の甲斐倫明（大分県立看護大学教授）が発言した。（10月6日、第41回基本部会議事録）

現在の国の認識は緊急時被ばく状況と現存被ばく状況とが併存

しているものとされている。緊急時被ばく状況は、原子炉及び原子炉周辺の避難区域のところであり、現存被ばく状況は、外側の周辺地域で、生活している地域というところが対象となると私は理解している。

「国の認識」イコール「私の理解」だということに注目！ それはともかくICRPの一員でもある甲斐は、被曝の3段階を時間的に継起するものととらえるのではなく、地理的に併存するものと珍説を述べる。

そのうえで甲斐は現存被曝状況とは「新たな追加的な被ばくがあることが考えられない状況」だと言いだし、警戒区域の外側がこれにあたる。注目すべきことに、この発言は、原子炉が「冷温停止状態」になったので原発事故は「収束」と内閣総理大臣野田佳彦が宣言した12月16日の、2か月以上も前のものである。圧力容器が破壊された原子炉について「冷温停止」を云々すること自体が無意味であるし、なにより福島第一原発に関する「原子力緊急事態宣言」が解除されていない段階での野田の「収束」宣言は世界中の嘲笑を買った。基本部会長甲斐倫明の発言の先走りとは混乱は一層顕著である。わが国の放射線規制当局は手のつけられない自家撞着に陥っており解決の見込みはない。これこそ現行法を空文化するために、机上の空論としてのICRPの3段階論に頼ったことの必然的帰結なのだ。■